

平成28年4月1日より、消費者安全法に基づく「消費生活相談員資格試験」制度が始まり、登録試験機関による試験の合格者が資格を取得できることとなります。

協会では本資格試験に向けて消費生活相談員の養成講座を福岡にて開催いたします。「消費生活相談員資格および消費生活専門相談員」の資格取得を目指す方、実務についておられる方にも、専門知識の向上の良い機会となりますので、ぜひご参加ください。

1. 目的 消費生活相談を適切に対応するために必要な知識および技法を習得し、消費生活専門相談員としての資質の向上を図る。
2. 対象 消費生活相談業務に従事している消費生活相談員および消費生活専門相談員資格認定者、消費生活専門相談員資格取得をめざす方。
3. 月日 平成28年6月 25日・6月26日 7月30日・31日
4. 場所 6月 25日・6月 26日 福岡市健康づくりサポートセンター 10階 講 堂  
(福岡市中央区舞鶴2-5-1)  
7月 30日・ 7月 31日 福岡市健康づくりサポートセンター 10階 講 堂
5. 定員 各100名
6. 受講料 6月 25日・ 26日 1日4,000円(会員2,000円) 2日間で 8,000円(会員4,000円)  
7月 30日・ 31日 1日6,000円(会員3,000円) 2日間で 12,000円(会員6,000円)  
添削指導料 2,000円(会員2,000円) 小論文講座の受講生で希望の方対象
7. 申込方法 ハガキで6月15日(水)までに下記へ(受付開始5月15日)  
※定員に達した後、申し込まれた方にのみお断りの電話を差し上げます。  
締め切り前でもお断りすることがあります。  
申込先 〒811-2244福岡県糟屋郡志免町志免中央1-10-10  
志免町地域安全安心センター2F  
かすや中南部広域消費生活センター 華田、池山 宛
8. 受講料支払方法 6月15日(水)までに下記口座にお振込ください。(会場では受付ません)  
郵便振替口座 01720-3-47197  
加入者名 全国消費生活相談員協会九州支部  
郵便振替払込受領書を領収書とさせていただきます。  
(別途請求書・領収書が必要な方は申込書にその旨記載してください)
9. 問合せ先 (公社)全国消費生活相談員協会九州支部長 池山 喜美子  
電 話 080-2296-5297 メール zensou\_kouza@yahoo.co.jp
10. 受講申込書ハガキ記載要領 ※個人情報、本件講座及び九州支部事業のご案内以外には使用いたしません

ふりがな 氏 名	(男・女) _____ 歳	電話番号(出来るだけ連絡の付く番号を)
住 所	〒	
職 業	無・有(勤務先)	※指定講習修了証明書 要・不要
受講種別	全相协会会员： 会員 非会員 小論文添削申し込み 有・無 全講座・1日講座( )・科目講座( )	
受講料	月 日 ¥ 円を 振込済み・振込予定	

カ リ キ ュ ラ ム ・ 日 程

消費生活相談員試験対策講座・指定講習講座 ※ 枠内番号は指定講習科目。

月 日・場 所	時 間	テ ー マ		講 師
6月25日(土) 福岡市健康づくり サポートセンター 10階 講堂	10:00~11:00	『商品・役務の特性と 消費安全性』	1	福岡県弁護士会 弁護士 桑原 義浩
	11:00~12:00	『消費生活相談のための法律知識 ~過去問解説も含めて~』	2	
	13:00~16:00			
6月26日(日) 福岡市健康づくり サポートセンター 10階 講堂	10:00~11:00	『消費者の歴史について』	4	消費生活専門相談員 原 まさ代
	11:00~12:00	『消費生活相談について』	3	
	12:50~13:50	『家族形態の多様化や 国民経済と家計の関係』	5	
	14:00~16:00	『小論文の書き方』	3	河合塾福岡校/小論文指導担当 消費生活専門相談員 尾上 千佳子

消費生活相談員養成講座講座・指定講習講座 ※ 枠内番号は指定講習科目。

月 日・場 所	時 間	テ ー マ		講 師
7月30日(土) 福岡市健康づくり サポートセンター 10階 講堂	10:00~11:00	『現在の経済状況と 今後の展望について』	5	九州北部信用金庫 会長 中村 英隆
	11:00~12:00	『特定商取引法の解説と 改正の詳細と課題』	2	
	13:00~17:00		2	
7月31日(日) 福岡市健康づくり サポートセンター 10階 講堂	10:00~12:30	『割賦販売法・消費者契約法 改正の詳細と課題』	2	東京経済大学教授 弁護士 村 千鶴子
	13:30~16:00		2	

※都合により、講師や時間割が変更になる場合があります。予め、ご了承ください。

※ 有資格者で5年以内に1年以上の実務に従事したことがない方が、「消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされた者」となるために、指定講習講座5科目を受講することが必要です。(参考資料)

科 目 名	
商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目	1
消費者行政に関する法令に関する科目	2
消費生活相談の実務に関する科目	3
消費生活一般に関する科目	4
消費者のための経済知識に関する科目	5

◆終了証について

全科目終了後、本協会の指定する論文を提出することにより指定講習終了証を発行します。全科目受講できなかった場合は、本協会の指定する論文を提出後、受講された科目に限り、指定講習会受講証明書を発行します。